

小児慢性特定疾病医療システム環境整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小児慢性特定疾病医療意見書のオンライン登録に向けた、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第1項に規定する指定医（以下「指定医」という。）の勤務する、医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院および診療所、並びに同法第8条の規定に基づき届出をした診療所（以下「指定医の勤務する医療機関」という。）が行なうシステム環境整備事業に係る費用に対し、指定医の勤務する医療機関の負担軽減を図ることを目的に、補助金を交付することに関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。以下「規則」という。）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、函館市（以下「市」という。）とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、指定医の勤務する医療機関のうち、函館市内にある医療機関を運営している者とする。ただし、北海道や他市町村から臨床調査個人票電子化・医療意見書のオンライン登録システム環境整備助成事業補助金等の交付を受けた者は対象外とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、医療意見書のオンライン登録のために必要な、厚生労働省が示す要件を満たしている、端末購入費（インターネット接続）または業務システム改修費のうち、別表の第2欄に定める経費（消費税および地方消費税を除く。以下「補助対象経費」という。）とする。

(補助金の額と補助の回数)

第5条 補助金の額は、別表の第1欄に定める基準額と、補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、第3欄に定める補助率を乗じて得た額とする。

2 前項において、補助金の額に千円未満の端数が生じる場合には、こ

れを切り捨てた額とする。

3 補助の回数は、1医療機関につき1回限りとする。

(補助事業者の責務)

第6条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用を図るものとする。

(助成金の交付の申請)

第7条 規則第7条第1項に規定する申請書は別記第1号様式に、同条第2項第1号に規定する計画書は別記第2号様式に、同項第2号に規定する収支予算書は別記第3号様式によるものとする。

(補助対象事業の変更または中止)

第8条 規則第9条第1項第1号の規定により市長に承認を受ける場合の申請書は、別記第4号様式によるものとし、その結果については、別記第5号様式により通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 補助金等の交付の目的の達成のため弾力的な遂行を認める必要がある場合、または経費の目的を実質的に変更するものではない場合

(2) 補助対象経費の2割以内の変更をする場合

2 規則第9条第1項第2号の規定により市長の承認を受ける場合の申請書は、別記第6号様式によるものとし、その結果については別記第7号様式により通知するものとする。

(交付決定の通知)

第9条 規則第10条に規定する通知書は、別記第8号様式によるものとする。

(実績報告)

第10条 規則第17条第1項に規定する実績報告書は別記第9号様式に、同条第2項第1号に規定する実績書は別記第10号様式に、同項第2号に規定する収支決算書は別記第11号様式によるものとする。

2 補助事業者は、前項の実績報告書を実施完了日から30日以内もしくは3月31日のいずれか早い日に市長へ提出するものとする。

(補助金の額の確定の通知)

第11条 規則第18条第1項および第2項の規定による通知は、別記第

12号様式の通知書によりするものとする。

(書類の保存)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る書類を、補助金の額の確定の日の属する年度の終了後、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定に基づき、内閣総理大臣等が別に定める期間（以下「内閣総理大臣等が定める期間」という。）まで保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得した財産を、補助事業の完了した年度の翌年度から起算して、内閣総理大臣等が定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付または担保（以下「処分」という。）に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の財産の処分をしようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から内閣総理大臣等が定める期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、財産を処分することにより収入があった場合は、市長は、その収入の全部または一部を市に納付させることができる。

(その他)

第14条 本要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
1 医療機関あたり 100,000円	・医療意見書のオンライン登録に向けた小児慢性指定医の勤務する医療機関が行うシステム環境整備に必要な需用費、役務費、委託料、備品購入費、負担金	1 / 2

別記第1号様式（第7条関係）

小児慢性特定疾病医療機関システム環境整備補助金
交付申請書

年 月 日

函館市長 様

申請者 住 所

施設等名

代表者職氏名

連絡先

このことについて、下記により補助金の交付を受けたいので、函館市補助金等交付規則第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の概要

2 補助事業の着手および完了の予定期日

着 手 :

完 了 :

3 補助事業に要する経費

円

4 補助金交付申請額

円

別記第2号様式（第7条関係）

補助事業実施計画書

事業実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業実施者	・ 住 所 ・ 施設等名 ・ 代表者職氏名
事業の内容	<input type="checkbox"/> ブラウザでの直接入力（インターネット接続）等の端末購入費 <input type="checkbox"/> 業務システムの改修費（システムの維持管理に係る経費を除く。） ※業務システム改修の場合は仕様書を添付すること
特記事項	

別記第3号様式（第7条関係）

補助事業収支予算書

収入の部

（単位：千円）

項 目	予 算 額		内 訳 等
		うち、補助対象事業	
函館市補助金			
自己資金			
合 計			

支出の部

（単位：千円）

項 目	予 算 額		内 訳 等
		うち、補助対象事業	
需用費			
役務費			
委託料			
備品購入費			
負担金、補助及び交付金			
合 計			

別記第4号様式（第8条関係）

小児慢性特定疾病医療機関システム環境整備補助金
交付変更申請書

年 月 日

函館市長 様

申請者 住 所

施設等名

代表者職氏名

印

連絡先

このことについて、 年 月 日付けで補助金の交付決定を受けましたが、その事業を下記の理由により変更したいので、函館市補助金等交付規則第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

※ 補助事業に要する経費

変更前 金 円 変更後 金 円

※ 補助金等の額

変更前 金 円 変更後 金 円

（うち領収済額 金 円）

※ 補助事業等の完了期限

変更前 年 月 日まで 変更後 年 月 日まで

別記第5号様式（第8条関係）

小児慢性特定疾病医療機関システム環境整備補助金
変更交付決定通知書

函 子 母

年 月 日

補助対象者

住 所

施設等名

代表者職氏名

函館市長

印

補助事業の名称 小児慢性特定疾病医療機関システム環境整備事業

年 月 日付けで変更申請のあった上記補助事業について、内容審査の結果、次のとおり変更決定したので、函館市補助金等交付規則第9条の規定により通知する。

ただし、承認すべき条件は、従前のとおりとする。

1 補助事業等の内容

※ 補助事業等に要する経費
変更前 金 円

変更後 金 円

※ 補助金等の額
変更前 金 円
(うち領収済額 金 円)

変更後 金 円

※ 補助事業等の完了期限
変更前 年 月 日まで

変更後 年 月 日まで

※ 補助金等の交付時期（概算払いの場合）

変更前 月 金 円

変更後 月 金 円

別記第6号様式（第8条関係）

小児慢性特定疾病医療機関システム環境整備補助金
中止申請書

年 月 日

函館市長 様

申請者 住 所
施設等名
代表者職氏名

このことについて、 年 月 日付けで補助金の交付決定を受けましたが、その事業を下記の理由により中止したいので、函館市補助金等交付規則第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

【中止の理由】

別記第7号様式（第8条関係）

小児慢性特定疾病医療機関システム環境整備補助金
中止決定通知書

函 子 母

年 月 日

補助対象者

住 所

施設等名

代表者職氏名

函館市長

印

補助事業の名称 小児慢性特定疾病医療機関システム環境整備事業

年 月 日付けで中止申請のあった上記事業については、
内容審査の結果、次のとおり中止決定したので、函館市補助金等交付
規則第9条の規定により通知する。

記

【中止の理由】

別記第8号様式（第9条関係）

小児慢性特定疾病医療機関システム環境整備補助金
交付決定通知書

函 子 母

年 月 日

補助対象者

住 所

施設等名

代表者職氏名

函館市長

印

補助事業の名称 小児慢性特定疾病医療機関システム環境整備事業

年 月 日付けで申請のあった上記補助事業について、
内容審査の結果、次のとおり決定したので、函館市補助金等交付規則
第10条の規定により通知する。

記

- 1 この補助事業に要する経費および補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	補助金の額

- 2 この補助事業の完了期限は、年 月 日とする。

- 3 補助金の交付予定時期は、次のとおりとする。

- 4 次の条件を承知されたい。

- (1) この通知に係る補助金の交付の決定またはこれに付された条件に
不服があるときは、文書をもって当該補助金の交付の申請を取り下

別記第9号様式（第10条関係）

小児慢性特定疾病医療機関システム環境整備補助金
実績報告書

年 月 日

函館市長 様

住 所

施設等名

代表者職氏名

年 月 日付け函子母をもって補助金の交付の決定を受けた事業は、
年 月 日に完了したので、関係書類を添えて報告します。

1 補助事業の概要

- | | | |
|---|------------|---|
| 2 | 補助金交付決定通知額 | 円 |
| 3 | 補助金領収済額 | 円 |
| 4 | 補助金領収未済額 | 円 |

別記第10号様式（第10条関係）

補助事業実績書

事業実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業実施者	・ 住 所 ・ 施設等名 ・ 代表者職氏名
事業の内容	<input type="checkbox"/> ブラウザでの直接入力（インターネット接続）等の端末購入費 <input type="checkbox"/> 業務システムの改修費（システムの維持管理に係る経費を除く。） ※業務システム改修の場合は仕様書を添付すること
特記事項	

別記第11号様式（第10条関係）

補助事業収支決算書

収入の部

（単位：円）

項目	予算額 A		決算額 B		増減 B - A	内 訳
	うち、補助対象事業	うち、補助対象事業	うち、補助対象事業	うち、補助対象事業		
函館市補助金						
自己資金						
合 計						

支出の部

（単位：円）

項目	予算額 A		決算額 B		増減 A - B	内 訳
	うち、補助対象事業	うち、補助対象事業	うち、補助対象事業	うち、補助対象事業		
需用費						
役務費						
委託料						
備品購入費						
負担金、補助 及び交付金						
合 計						

収支差引額 _____ 円

※支出の額およびその内訳を確認することの出来る書類（領収証および納品書等）を添付すること。

別記第12号様式（第11条関係）

小児慢性特定疾病医療機関システム環境整備補助金の
額の確定通知書

函 子 母

年 月 日

補助対象者

住 所

施設等名

代表者職氏名

函館市長

印

補助事業の名称 小児慢性特定疾病医療機関システム環境整備事業

年 月 日付けで実績報告のあった上記事業については、補助金の交付の決定およびこれに付した条件に適合すると認められたので、函館市補助金等交付規則第18条の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知する。

記

補助金の確定額

円